

別紙

平成29年度 自動車事故報告規則第2条に関する報告一覧表

H30. 4. 1  
[件数]

項目	自動車事故報告規則第2条に関する報告件数													
	計	1項に関するもの	2項に関するもの	3項に関するもの	4項に関するもの	7項に関するもの	8項に関するもの	9項に関するもの	10項に関するもの	11項に関するもの	12項に関するもの	13項に関するもの	14項に関するもの	15項に関するもの
		自動車が転覆・転落・火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	死者又は重傷者を生じたもの	10人以上の負傷者を生じたもの	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に障害が生じたもの	酒気帯び・無免許・大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの	運転者の疾病により、運転を継続できなくなったもの	救護義務違反があったもの	自動車の装置の故障により運行できなくなったもの	車輪の脱落を生じたもの	橋脚、架線その他鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	高速自動車国道又は、自動車専用道路において3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	国土交通大臣が特に必要と認め報告を指示したもの
件数	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	1	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0
[類型別] ( ) 内は内数で当社の第一当事者に起因する交通事故件数														
車外人身	(0)	( )	( )	( )	( )	( )						( )	( )	
車内人身	(0)	( )	( )	( )	( )	( )						( )	( )	
衝突	(0)	( )	( )	( )	( )	( )						( )	( )	
追突	(0)	( )	( )	( )	( )	( )						( )	( )	
接触	(0)	( )	( )	( )	( )	( )						( )	( )	
その他	(0)	( )	( )	( )	( )	( )						( )	( )	
疾病	1 (1)	( )	( )	( )	( )	( )		1				( )	( )	
故障	(0)	( )	( )	( )	( )	( )						( )	( )	